明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○無線局免許手続規則の一部を改正する省令（**総務**八）　二
○無線設備規則の一部を改正する省令（**同**九）　四
○無線機器型式検定規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（**同**一〇）　六
○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（**同**一一）　一〇
○電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令（**同**一二）
○特定無線局の開設の根本的基準の一部を改正する省令（**同**一三）
○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**一四）
○電波法施行規則の一部を改正する省令（**同**一五）
○不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令（**経済産業**一）

〔告　示〕

○電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場合を定める件の一部を改正する件（**総務**六二）　六三
○無線従事者養成課程の実施要領を定める件の一部を改正する件（**同**六三）
○一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備が自動的に送信又は受信する識別符号を管理する者を定める件の一部を改正する件（**同**六四）
○電波の発射を防止するために必要な措置を行うことが困難な場合に代えることができる措置を定める件（**同**六五）　六四
○工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件の一部を改正する件（**同**六六）
○外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件（**同**六七）
○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（**同**六八）　六五
○特定無線設備に付する文字等を定める件の一部を改正する件（**同**六九）

〔官庁報告〕

国家試験
平成二十三年度衆議院事務局職員採用試験公告（衆議院事務局）　六五
平成二十三年度国立国会図書館職員採用試験公告（国立国会図書館）　六六
平成二十三年度技術士第一次試験の実施（文部科学省）　六七
平成二十三年度技術士第二次試験の実施（同）　六八

〔公　告〕

諸事項
官庁
適格機関投資家関係　六九
裁判所
破産、免責、再生関係　七〇
特殊法人等
プログラムの著作物に係る登録に関する公示、日本弁護士連合会少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件中一部改正・法律援助基金のための特別会費徴収の件制定・法律援助事業に関する規程中一部改正・債務整理事件処理の規律を定める規程制定・日本弁護士連合会会則中一部改正関係　二四
地方公共団体
公債償還（東京都区）、行旅死亡人関係　二八
会社その他　二九
会社決算公告　三三